

名古屋市妊産婦等生活援助事業 業務委託事業者募集要項

令和 7 年 7 月
名古屋市

1 趣旨

妊産婦等生活援助事業（以下「本事業」という。）は、家庭生活に困難を抱える妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいの提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携等まで一貫的な支援を行うことを目的とした事業です。

このたび、令和7年12月から本事業を実施する事業者を募集します。本事業の実施にあたっては、事業者の持つ困難を抱える妊婦等への支援に関するノウハウやこども家庭福祉、母子保健等に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、応募資格を有する事業者を広く募集し、事業計画書の内容及びプレゼンテーション等を通じて評価する公募型プロポーザル方式で運営事業者を選定します。

2 募集の概要

(1) 事業の名称

名古屋市妊産婦等生活援助事業

(2) 業務内容

別添「名古屋市妊産婦等生活援助事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(3) 募集する事業者数

1 事業者

(4) 契約方法

名古屋市と運営事業者が委託契約を締結します。

【契約期間】

契約締結日から令和9年3月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

【履行期間】

令和7年12月1日から令和9年3月31日まで

(5) 委託金額（第二種社会福祉事業に該当のため消費税等非課税）

契約期間全体の委託金額（上限額） 53,664,000 円

（内訳）

令和7年度〈初年度〉

年額 13,416,000 円

令和8年度〈2年目〉

年額 40,248,000 円※

※基本額 36,971,000 円に、要件を満たした場合に加算される下記の金額を加えたもの。

・居室稼働加算 1,671,000 円

年間450日以上入居により居室が稼働した場合に加算

- ・宿直手当加算 1,606,000 円

宿直を行う場合の費用について加算。実際の宿直にかかる費用が 1,606,000 円に満たなかった場合は減額となる。

委託金額は、令和 8 年度の名古屋市の会計年度の予算状況により変更になることがあります。

(6) その他

ア 複数提案等の禁止

1 団体につき提案（申請）は 1 案とします。複数の提案はできません。また、単独で申請した団体が他のコンソーシアムの構成団体となることや、1 団体が複数のコンソーシアムにおいて同時に構成団体となることもできません。

3 応募資格

応募を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

(1) 法人格

ア 法人格を有する団体（以下「法人」という。）または法人を代表者とする複数の団体（法人格を有しないものを含む。）による共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

イ 法人及びコンソーシアムを構成する団体は、法人設立後 2 年以上経過している者、または法人設立後 2 年未満の者で、かつ下記の要件を満たす団体として 2 年以上の活動実績を有するものであること。

①団体としての規約があること

②事業計画書及び事業報告書が作成されていること

③団体としての決算を行っていること

ただし、コンソーシアムの構成団体であって、代表者である法人以外の団体については、この限りではない。

(2) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本件に参加しようとしなない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告による公募に参加することができる。

カ 本公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあっては、本公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

キ 本公告の日から契約候補者の決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）」及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。

ク 法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ケ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）を始めとする労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政処分を除く。）を受けてから 1 年を経過しない者でないこと。

コ 法人の代表者又は役員等に、次の各号に該当するものがないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることができなくなった日から 2 年を経過しない者

4 コンソーシアムの応募による留意事項

コンソーシアムとして応募する場合には、次の事項に留意して応募してください。

- (1) 別添「名古屋市妊産婦等生活援助事業実施事業者コンソーシアム（共同事業体）取扱要領」を参照してください。
- (2) 4 の (2) の「資格要件」については、コンソーシアムを構成するすべての団体が、満たす必要があります。

5 スケジュール

時 期	内 容
令和7年 7月 4日（金曜日）	募集要項の配布開始、質問受付開始
令和7年 7月 11日（金曜日）	質問受付締切
令和7年 7月 18日（金曜日）	質問の回答（調達情報サービス）
令和7年 7月 18日（金曜日）	応募書類受付開始
令和7年 8月 22日（金曜日）午後5時	応募書類受付終了
令和7年 9月 4日（木曜日）	プレゼンテーション及び質疑応答
令和7年10月上旬（予定）	選定結果の通知
令和7年11月上旬（予定）	契約締結
令和7年12月 1日	履行開始

6 質問の受付、回答について

(1) 質問の受付及び回答

質問は、原則として、文書により受け付けます。

ア 文書による質問の受付

「名古屋市妊産婦等生活援助事業業務委託事業者募集にかかる質問書（様式7）」を電子メールで令和7年7月4日（金）から7月11日（金）までに送付してください。（メールの件名に「生活援助公募質問」と記載してください。）

質問を受け付けましたら、受付完了メールを送信しますので、受付完了メールが届かない場合は、必ず電話で確認願います。

電子メール：a2629@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

電話番号：052-972-4655

イ 質問の回答

上記期間に質問書により提出いただいた質問は、電子メールで回答します。また、名古屋市ホームページの調達情報サービスに掲載することにより、閲覧に供します。
(<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>)

7 選定方法

(1) 概要

選定方法は公募型プロポーザル方式とします。

応募のあった団体について、能力や提案内容を外部評価委員が評価し契約候補者を選定します。

応募者が1者のみであった場合であってもプロポーザルは成立しますが、あらかじめ定める最低基準点以上の点数を得られなかった場合は契約候補対象外とします。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

提出された応募書類の内容について適正に審査するため、提案内容の補足や確認を行っていただくことを目的としてプレゼンテーション及び質疑応答を実施します。

詳細については、応募団体へ別途通知します。

(3) 評価基準

評価の基準及び配点は、別添「評価基準表」のとおりです。

8 応募書類の提出

応募書類の提出については以下のとおりとします。

(1) 受付

令和7年7月18日（金）から8月22日（金）までの期間において、午前9時から午後5時まで受け付けます。（正午から午後1時までの間は除きます）

(2) 提出方法

応募書類の確認をするため、必ず前日（直前の開庁日）までに持参日時を電話連絡（052-972-4655）の上、子ども青少年局子育て支援課にご持参ください。

※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とします。

(3) 提出書類一覧

書類 番号	書類名	留意事項	様式	正本	副本
—	企画提案書		様式1	○	—
①	法人等の概要	<コンソーシアムの場合> ・構成団体ごとに作成すること。 ・法人の構成団体における位置づけ、役割分担についても記載すること。 ・代表団体は、コンソーシアム全体の組織図も添付すること。（任意様式）	様式2	○	○
②	法人等組織図及び職員体制	・本事業の各法人等での組織上の位置付け（担当部署等）がわかるもの。 <コンソーシアムの場合> ・構成団体ごとに作成すること。 ・受託事業にかかわる部署がわかるように表示すること。	任意	○	○
③	応募団体 代表者等名簿	・団体の代表者及び事業実施施設の管理責任者について記載すること。 <コンソーシアムの場合> ・構成団体ごとに作成すること。	様式3	○	—
④	定款又は寄付行為、及び法人の登記簿謄本（全部事項証明）	・定款等は最新のもの。登記簿謄本は、申請日前 3 か月以内に発行されたもの。 <コンソーシアムの場合> ・代表者である法人のもの。	定型	○	—
⑤	財務書類 [公益法人の場合] 収支計算書、貸借対照表、財産目録及び注記 [株式会社の場合] 貸借対照表、損益計算書、事業報告書、財産目録(固定資産内訳書)及び注記 ※組織規模等により、上記の作成が義務付けられていない場合は、それに相当するもの	・原則として、直近 2 事業年度分 ・一般に公正妥当と認められた会計基準（公益法人会計基準や企業会計原則など）によったもの。また、公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合には、監査証明済みの財務諸表、それ以外の法人にあつては法人税申告書等に添付される財務諸表。 ・法人設立後 2 年未満の者の場合、法人設立前の団体としての決算状況の分かるもの。 <コンソーシアムの場合> ・代表者である法人のもの。	任意	○	○
⑥	納税証明書等	・令和 7 年 4 月 1 日以降に発行された直近 1 年分の納税証明書の原本（滞納がない旨の証明でも可） ① 消費税及び地方消費税 ② 市町村民税 ③ 固定資産税	定型	○	—

		※①は各所轄の税務署、②③は名古屋市では市税事務所・出張所、区役所・支所の税務窓口で取得可能 ※課税されていない場合は、その旨を記載した申立書（任意様式）			
⑦	社会保険等の加入が確認できる書類	保険料の納付が確認できる領収済通知書または領収日付が押印された書類等	任意	○	
⑧	事業運営計画書		様式4	○	○
⑨	見積書及び見積額内訳書		様式5 様式6	○	—
⑩	実施施設の平面図、外観及び内装写真	・ 平面図…実施場所、設備の配置等がわかるもの。 ・ 写真…施設の外観写真及び相談室、入居室、通所室、事務室の写真	任意	○	○

< 提出書類の作成方法 >

・ 提出部数 正本 1 部 副本 7 部

- ・ 添付書類には、書類番号のインデックスをつけ、正本 1 部は A 4 版のファイルに綴じて、副本 7 部はクリップ留めで提出してください。正本を綴じたファイルの表紙及び背表紙には、応募事業者名を記載してください。
- ・ 提案者に関する事前情報や印象による評価への影響を避けるため、副本として提出する書類については、提案者を特定できるような情報を記載せずに作成してください。特に以下の情報については記載しないでください。

- ① 法人名（コンソーシアム含む）
- ② 法人所在地（コンソーシアム構成団体含む）
- ③ 代表者名（コンソーシアム構成団体含む）
- ④ その他の固有名詞（運営施設名称など）

やむを得ず記載せざるを得ない場合、副本については、該当部分を黒塗りしてください。（例：財務諸表等の既存の書類に記載されている法人名・施設名など）

なお、提出された書類に提案者を特定できるような情報の記載が認められた場合は、本市から補正の依頼または職権により補正処理を行うことがあります。

(4) 注意事項

- ア 応募者は、本募集要項及び仕様書の記載内容等を承諾の上、応募書類を提出するものとします。
- イ 提出していただいた書類の記載内容について、事務局から内容確認や補足説明等を求める場合があります。また、本市が必要と認める場合は、期限を定めて追加書類の提出を求めることがあります。追加書類の取扱い等については、応募書類に準じます。
- ウ 提出期限後は提出された書類の差替え又は再提出は認めません。（本市から指示があった場合を除きます。）

- エ 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。
- オ 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者負担とします。

(5) 提出された応募書類の取扱い

- ア 応募書類の著作権は、提案者に帰属することとします。ただし、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- イ 応募書類は、本件における契約候補者の選定以外の目的では使用しません。
- ウ 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- エ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとします。

9 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、子ども青少年局子育て支援課に連絡した後、令和 7 年 8 月 22 日（金）午後 5 時までに下記のとおり辞退届を提出してください。

提出期限を過ぎた後の辞退は原則として認められませんが、辞退するに至った事情等を聞いた上で取扱いを決定することとします。

- ア 提出方法：子ども青少年局子育て支援部子育て支援課（052-972-4655）まで電話連絡の上持参
- イ 提出書類：プロポーザル参加辞退届（任意様式）
- ウ 記載内容：法人の住所、名称、代表者職氏名（代表者印を押印）、辞退理由を記載してください。
- エ 提出部数：1 部

10 選定結果の通知

(1) 選定結果は、応募書類を提出したすべての者に書面にて、令和 7 年 10 月上旬（予定）に通知します。

(2) 全提案者の順位及び評価点数を含む選定結果は、名古屋市ホームページにおける調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」において公表します。

(審査結果理由の説明)

ア 審査結果の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、当該審査結果の理由（以下「選定理由等」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができます。

イ 書面は持参して提出してください。

ウ 選定理由等の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

- ・ 受付場所 P12「担当部署・問合せ先」に同じ
- ・ 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除きます）

エ アに対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行います。

書面にて回答を行った後においては、再度の選定理由等の説明請求は受け付けません。

11 経費について

(1) 委託料

ア 上限金額（第二種社会福祉事業に該当のため消費税等非課税）

2 募集の概要（5）委託料を参照してください。

イ 事業運営に必要な経費

委託料として、事業の実施に必要とする金額の提案を求めます。様式5「見積書」及び様式6「見積額内訳書」を作成してください。

契約金額は、提案された見積額を上限とし、本市と協議の上決定します。上限額を超えた提案をした場合は、審査対象外とします。

ウ 委託料の対象経費

事業の実施に必要とする以下の経費が対象となります。

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

(2) 委託料の支払い

契約に基づき、運営事業者の請求により、毎月口座振替により支払います。支払日及び金額内訳は、毎年度当初に本市が運営事業者に通知します。

なお、委託料の支払いについて、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）第64条に規定する定期支払申込書を提出した場合は、運営事業者は請求書の提出を要しないものとします。

12 契約保証金

契約にあたっては、契約保証金を納付しなければなりません。ただし、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条の規定に該当する場合は、納付を免除します。

13 その他

(1) 本市の免責事項

本市の事情又は選定された事業者の事情により、事業を開始するまでに、事業の実施ができなくなった場合においても、準備業務等に支出した費用については、本市は補償しません。

(2) 事業実施の継続が困難となった場合の措置

ア 受託事業者の責に帰すべき事由による場合

受託事業者の責に帰すべき事由により、事業実施の継続が困難になった場合は、本市は契約の解除をすることができるものとします。その場合は、本市に生じた損害は、受託事業者が賠償するものとします。

イ 当事者の責に帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、本市及び受託事業者双方の責に帰すことのできない事由により、事業実施の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ事前に書面で通知することにより、契約を解除することができるものとします。

(3) 契約の解除

事業委託期間中であっても、次のア～オに該当すると認めたときは、本市は契約を解除することができるものとします。

ア 受託事業者が本契約に違反し、かつ、その違反により、本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

イ 受託事業者が本契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

ウ 本事業にかかる本市歳入歳出予算における削減等により本事業が実施できなくなったとき。

エ 事業の改善等についての必要な指示や改善計画書の提出の求めに対し、従わないとき又は改善の見込みがないとき。

オ その他本事業が実施できなくなったとき。

(4) 契約の変更

事業委託期間中、次の事項に該当することとなったときは、本市は契約を変更することができるものとします。

ア 本事業にかかる本市歳入歳出予算において削減等があったとき。

イ その他業務を追加・変更させる必要が生じたとき。

(5) 業務の終了に際しての引継ぎ等

契約期間の終了時又は契約の解除によって業務が終了し、その後の業務を他の事業者が引き継ぐ場合は、次期受託事業者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、本市が必要と認める業務の引き継ぎを行っていただきます。

また、次期受託事業者の選定にあたっては、本市の求めに応じて資料の提供等、必要な協力を行っていただくことがあります。これらの引継ぎを行うために要する経費については、原則として受託事業者の負担となります。

担当部署・問合せ先

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話：052-972-4655 ファクシミリ：052-972-4419

電子メール：a2629@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp